

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## カフェテリア・プラン制度の取扱い

**Q** 最近、従業員の福利厚生の一環として、**カフェテリア・プラン制度**を導入している企業が多いと聞きますが、これはどのようなものでしょうか？また、税務上の取扱いはどのようなになるのでしょうか？

### 解説

カフェテリア・プランとは、アメリカにおいて福利厚生費の増加に対する手段として開発されたもので、従業員は様々なメニューから自分にあったプランを採用することができます。

#### 1. カフェテリア・プラン制度とは？

従来から行われている一律定型的な福利厚生の給付とは異なり、**企業が複数の福利厚生メニューを従業員に提示し、従業員が一定の持ち点の範囲内でその中から必要なものを選択できる制度**で、「**選択型企業福利厚生制度**」ともいわれています。

#### 2. カフェテリア・プランにどのようなものがあるか？

個々の企業で異なりますが、一般的には住宅ローンの利子補給・借り上げ社宅・人間ドック補助・社内託児施設・医療保険補助・レジャー施設利用料補助などが多岐にわたります。

#### 3. カフェテリア・プランの税務上の取扱いは？

現行法上、カフェテリア・プランでは様々な形の福利厚生行為が行われますが、それらをまとめて給与課税をすることはできないため、**個々の内容に応じて判定すること**としています。具体的には

①旅行費用やコンサートチケットの購入代金の一部を負担するケース

個人が負担すべき費用を負担しているに過ぎないことから、**給与所得として課税対象**になります。

②健康サポートとして、精神科医のメンタルチェックや内科医の健康相談などの費用

その健康サポートのメニューが、従業員の健康管理等の必要から一般に実施されている健康診断の範疇でとらえられるものであれば、給与課税の必要はありません。

ただし、かなり高額なものであったり、一部の者だけしか受けられないようなものである場合には、それらの者に対する給与所得となります。

### 要するに…

最近福利厚生の一環としてカフェテリア・プランを実施する会社が増えています。現行法では給与課税されるプランも多いので、導入前にしっかりと検討する必要があります。